

## 平成 27 年度 第 2 回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】 平成 27 年 8 月 6 日（木）午後 5 時 30 分～午後 7 時 10 分

【場 所】 燕市役所 2 階 会議室 201

【出席者】 委員 池田 弘、遠藤貴子、喜多栄太、高橋真由美、田中 進、  
田村 秀、細野美恵子、三井田可人、山崎綾子（敬称略）  
事務局 企画財政課長 田辺秀男 同副主幹 五十嵐潤一、杉本俊哉  
同政策専門員 高山貴博 同主任 石村由紀  
同主事 浅野晴也  
総務課長 前山正則、同係長 大塚小由紀

【欠席者】 委 員 笹川常夫（敬称略）

### 1. 開会

**事務局：**皆さまお疲れ様です。お忙しい中、また、暑い中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。それでは、ただいまから平成 27 年度第 2 回目の行政改革推進委員会を開催させていただきます。

### 2. 会長あいさつ

**会長：**皆さんこんばんは。暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。昨今の話題といたしますと、国の方のオリンピック関連の出来事のように、一方で政策を推進しないといけない立場があり、他方では無駄を省かなければいけない。なかなか難しいハンドリングだと思います。燕市でも行政改革に取り組んでおり、また、次期大綱の策定に向けてということで、我々委員の役割は重要でございますが、皆さんの闊達なご議論を頂ければと思っております。

### 3. 議題

#### （1）第 1 回燕市行政改革推進委員会での質問事項について（資料 1）

**会長：**それでは、早速議題の方に移りたいと思います。まず 1 番目に第 1 回燕市行政改革推進委員会での質問事項、これにつきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

（事務局：資料 1 に基づき説明）

**会長：**ただいま事務局から、1 回目委員会における質問事項について説明がありました。この内容につきまして質問などがございましたら、挙手をしてからご発言をお願いいたします。

**委員：**人件費が減っている理由として、スポーツ施設や「てまりの湯」などの指定管理者制度導入という説明がありましたが、指定管理についての市の支出というのは、どうなっているのですか？

**事務局：**施設管理のために必要な維持費、管理費、人件費などを含めた中で、総括して指定管理委託料としてお支払いしています。ただし、その額については、民営化する利点として、経費の削減効果ということがございますので、直営よりも低くなっております。加えて、民間のノウハウを活用した市民サービスの向上という観点から指定管理を行っております。

**委員：**市の人件費が減った分と、その委託の中の人件費と比較すると、少なくとも増えていることはないということですか。

**事務局：**人件費だけを考慮したとしても、直営より低くなっておりますし、加えて、民間のノウハウを活かすと、その他の経費についての削減効果も期待できます。

## (2) 燕市行政改革大綱後期実施計画「平成 26 年度実施計画」の 取組実績について（資料 2）

**会長：**続きまして、次の議題の方へ移りたいと思います。「燕市行政改革大綱後期実施計画「平成 26 年度実施計画」の取組実績について」、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局：資料 2 に基づき説明)

**会長：**この内容につきまして質問などございましたら、挙手をしてからご発言をお願いいたします。

**委員：**庁内で会議資料を電子化し、ペーパーレスに取り組んでいくということが書かれています。庁内の職員全員にパソコンもしくはタブレット端末が配布されているのですか。

**事務局：**庁舎勤務の職員全員にパソコンが一台ずつ配置されています。タブレット端末については、20 台ほど集中で管理しており、それを会議の際に使用しています。出先についても、事務職については一人 1 台配置しております。保育園などに関しては施設に 1 台ないし、2 台設置してあります。

**委員：**6 ページについて、サーバーを外部設置としたと書かれておりますが、庁舎内でサーバーを保持した場合と外部委託した場合とで、かなり経費的に差が出るものなのですか。また、どこに委託されているのですか。

**事務局：**サーバーを自前で管理すれば、経費的には抑えられると思われませんが、災害等を考慮し、セキュリティの面に重きを置きまして、外部委託としており、現在は新潟の方でデータを管理しております。

**委員**：新潟市内だと近いので、同時に被災するという事態も生じる可能性があると思いますので、その辺を何かの機会に検討された方がいいのではないのでしょうか。

**委員**：行政関係の通信回線は全て光回線に変わっているのですか。

**事務局**：光回線になっております。

**委員**：燕市の職員は臨時職員も合わせて 900 名くらいということで、このくらいの人数になると精神的に問題を抱える方が非常に多くなると思います。民間では 1,000 人くらいの規模の事業所では産業カウンセラーをおいて、相談に乗って貰える形が出来上がってきております。燕市でも、そういったことに取り組みましてはいかがでしょうか。

**事務局**：カウンセラーについては、常駐ではありませんが外部に委託し、カウンセリングを月 2 回実施しております。一人当たり 1 時間程度で、26 年度は臨時職員も含め、80 人ほどの職員がカウンセリングを受けております。

**委員**：6 ページについて、学校関係はサーバーを外部委託したということですが、市役所本体のサーバーはどのようになっているのでしょうか。

**事務局**：同じく外部に委託し、サーバーはそちらで管理しております。

**委員**：もうひとつ、庁舎内のセキュリティ意識として、例えば、自宅のパソコンの持ち込みや、USB メモリーを許している等がありますか。

**事務局**：パソコンの持ち込みをしているという現状はございません。USB メモリーに関しても、情報部門で管理している、セキュリティをかけられるものを使うということで、個人の USB メモリーの持ち込みについては、一応の規制をしております。

**委員**：スマートフォンについては、何か規則があるのでしょうか。スマートフォンにはウイルスが入りやすいので、パソコンに接続してしまうと、ウイルスが広がって、情報漏洩ということにも繋がりがねませんので、規制をした方がいいと思います。

**事務局**：正直なところ、そこまでは追いついていない状況で、パソコン等については規制しておりますが、個人で持っているスマートフォンの使用についての規則は、今のところないのが現状です。今後周知したいと思います。

**会長**：スマートフォンをパソコンに接続するというのは、仕事上どういう場面がありますか。また、パソコンに充電のために繋いだような場合でも、ウイルス感染はあり得るのですか。

**委員**：スマートフォンが USB メモリーの代わりになるので、他のパソコンからのデータを持ち込んだり、スマートフォンでダウンロードした資料などを取り込むなどが想定されます。ウイルス感染については、充電の場合でも絶対ないとは言えませんので、公的なものには接続しない方がいいと思います。

**委員：**39 ページに、女性職員研修というのがありますが、特に女性に対して研修を行うことの、必要性や意図をお聞かせ願えますか。

**事務局：**国でも女性の活躍を進めており、管理職への登用など、女性が活躍する場面を広げていきたいと思いますということで、管理・監督職に就く前の女性職員を対象とし、チームを纏めたり、上に立つ立場になるという意識づけをするための研修として、平成 26 年度から実施いたしました。今年度も継続して実施をさせていただきたいと思っております。

**委員：**7 ページについて、保育料を払っていない人が 147 件、児童クラブも 44 件、幼稚園の保育料は 4 件と書いてありますが、市としては、この現状となっている理由をどう捉えているのかお聞きしたいです。もし少子化対策として子育て支援政策に重きを置いているから甘く見ているというのであれば、全員無料にするという政策もあってもいいのかとは思いますが。

**事務局：**滞納事務は個人情報絡んでいきますので、そこまで担当課には確認をしておりません。大まかな傾向などについては、担当課に確認し、回答をさせていただきたいと思えます。また、少子化対策としての負担軽減につきましては、国の方でも検討がされておりますし、市としましても、検討は今後もしていきたいと思えますが、無料にするというのは、なかなか難しいということです。

**会長：**委員のご意見を担当課に伝えた上で、言える範囲で回答をお願いします。

**委員：**これまで人件費を削減してきたというところだと思えますが、今後はどういう推移になるのですか。削減計画があるのであれば、適正な人件費というのが何なのか、例えば一般の企業であれば労働分配率などの観点もありますが、公共においては、どういう指標で適正化を判断していくのかお教えいただきたいです。

**事務局：**人件費の指標につきましては、職員数というかたちで考えております。職員数は、国の削減方針もあった中で、努力して削減してきたところですが、職員数の削減はある程度限界にきていると考えており、一般職の職員については、業務量の増加もあり、今後は逆に増えてくる要素もあると思っております。計画につきましては定員適正化計画が平成 28 年で終わりますので、今後、新たな計画を策定しなければならないと考えております。

### (3) 新燕市行政改革大綱（仮称）骨子について（資料 3）

**会長：**それでは 3 番目の議題の方に移らせて頂きたいと思えます。「新燕市行政改革大綱（仮称）骨子について」ということではありますが、これについて説明をお願いいたします。

(事務局：資料 3 に基づき説明)

**会長：**事務局から行革大綱（仮称）の骨子に関して、スケジュールと全体の構成について説明がありましたが、今の説明につきまして質問などございましたら挙手をしてからご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**委員：**改革を推進する基本的な仕組みとして PDCA サイクルを回すということですが、部長の方針が決まったら、上から下まで、方針がきちんと展開されて、その結果が全部評価されていくというふうな仕組みづくりが PDCA をまわすということだと思えますが、そのような取り組み方で行われているのですか。

**事務局：**人事評価の中で、毎年各職員が業務の目標をたて、それを最終的に達成できたかどうか自己評価し、それから上司が評価するという形で進めております。委員さんがおっしゃられたように、部の目標があり、それに対して課の目標があり、係長は課の目標に対して、自分たちの係の目標をたてていくというような形で、体系づけて行っております。

**委員：**人事評価の実施というのがございましたが、それは本人の収入に直結するのですか。

**事務局：**人事評価につきましては、上司と部下が面談し、状況確認とやりかたの修正を行い、期末には、また面談をした中で評価をし、来年度に繋げていくような形で実施させていただいております。その評価は、いまのところ直接給与には結びついておりませんが、例えば昇任などの際には、そういうところを見た中で上げていくというような形になっております。

**委員：**合併特例措置が今年度で終了し、税収などの歳入も少ない中で、非常にこれからの事業展開が厳しくなると思えます。心配しているのが、とくに財政の部分で、燕市が現在どんな状態であるのか、全国の市町村の中でどの位置にあるのか等について、示してもらわないと議論はできないので、ぜひ示していただきたい。

**事務局：**合併特例措置は基本的には 10 年間ですから、この 27 年度で終了します。合併特例債につきましては、活用限度額まで若干の残りがありますので、特例期間を延長いたしました。交付税は、減額部分が縮小される方向性が出てきておりますが、いずれにしても、財政的には厳しい状況には変わりはありません。そのような中で、燕市の財政の現状は、各市と比べて非常に悪いという状況ではありませんが、財政指標について次回までに用意し、説明させていただきたいと思えます。

**会長：**全国で比較するよりも、類似団体くらいで比較されたほうがよいのではないのでしょうか。公債比や経常収支は時系列でどう変化しているか等も示された方がよいと思えます。

**事務局：**規模が違う自治体は、住民一人あたりで割った場合の見方もできます。資料を作成して次回ご説明をさせていただきます。

**委員：**民間活力の導入ということで、民間に施設管理を任せるという方向が多くなっていますが、私としては、もっと自信を持って、民間よりも自分たちでやって

ほしい。民間活力の導入によるメリットというのが、あまり感じ取れず、むしろ以前よりサービスが受けにくくなったような気がします。

**事務局：**指定管理については、議会からもお叱りを受けることがあります。基本的には、民間の方が効率化が進んでいる部分があり、サービス業のノウハウを活かすため民間の活用を進めておりますが、出来るところは全てを民間にということではございません。指定管理者による管理運営については、外部委員会を設け、中間と実績の評価を行っております。管理監督の面で指導しながら、より良くしていくための体制を組んでおりますので、長い目で見て頂ければと思います。

**会長：**指定管理のデメリットはいろいろなところで聞かれる話ですが、他方、やはり行政の守備範囲が広くなり、全てを直営にはできない。そうすると、あるところは民間に任せる、民間と行政のパートナーシップ、協働が必要となるので、不備があった場合は指導するなど、行政によるマネジメントが重要です。

**会長：**計画期間が7年となっているのは、どういう意図なのでしょう。

**事務局：**総合計画と期間を合わせるということで考えております。現行の総合計画の計画期間は8年です。合併してから総合計画の策定を始めましたので、策定期間を2年とり、また、10年間の新市建設計画と終期をあわせて8年間としました。これは行革も同じ考え方です。今回、計画期間を7年としたのは、ある程度、中長期的な計画を作るべきであることと、市長の任期が4年であり、市長が交代された際には、一年かけて総合計画を作る必要がありますので、市長任期との調整を図るため、今回の計画期間は7年としたいと考えております。

**会長：**大綱については、今の段階で意見するのはなかなか難しいので、肉がついてきた段階でいろいろと意見をいただくこととします。また、総合計画や総合戦略の資料などを各委員に見て頂くことも必要ではないかと思えます。見比べながら行革としてどうあるべきかということを考えて頂きたいと思えますので、よろしくお願ひします。

#### 4. その他について

**田村会長：**それでは。その他ということで、事務局からお願いします。

(事務局から次回の日程説明)

**田村会長：**日程についてはまた後日連絡をいただくということになるかと思えますが、事前に目を通すべきものがありましたら各委員さん送っていただければと思います。

それでは、本日本日予定しておりました審議事項全て終了ということで、皆様方大変お疲れさまでございました。